

# 「第2期 共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

障害の有無にかかわらず、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、取組を推進するため、第2期 共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プランを策定するにあたり、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、3人の方から8件の御意見をいただき、お寄せいただいた御意見の趣旨及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいた御意見を踏まえ、今後の取組に生かしてまいります。

## 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和5年12月15日（金）から令和6年1月22日（月）まで
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、インターネットのフォーム入力
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架、オープンハウス型説明会資料の配架場所

地域包括ケア推進課、高齢・障害者支援課、精神保健福祉課、緑高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター、津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（星が丘、沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

## 3 結果

### （1）意見の提出方法

意見数		3人（8件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	0人（0件）
	電子メール	2人（6件）
	インターネット	1人（2件）

### （2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
プラン全体に関すること	-	-	-	-	-
第1章 計画の策定に当たって	-	-	-	-	-
第2章 障害福祉を取り巻く現状と課題	-	-	-	-	-
第3章 計画の基本的な考え方	2	-	-	2	-
第4章 施策の展開 (分野別施策の基本的方向)	3	1	-	1	1
第5章 障害福祉サービス等の提供体制の 確保に係る目標及び見込量等 (障害福祉計画・障害児福祉計画)	-	-	-	-	-
資料編	-	-	-	-	-
その他	3	-	-	3	-
合計	8	1	-	6	1

(4) 意見の内容及び御意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
第3章 計画の基本的な考え方 (2件)			
1	<p>重点的な取組事項(2)重度の障害のある人の地域生活支援の充実について、障害の程度で判断する、支援の対象が限定されている印象を受ける。</p> <p>(意見)障害のある人の地域生活支援の充実</p>	<p>重度の障害のある人の地域生活においては、特に支援が重要であるため、「重度の障害のある人の地域生活支援の充実」を、重点的な取組事項としています。本プランは、障害の程度によらず、全ての障害のある人を支援するものとなっています。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
2	<p>第3章の基本理念の「障害のある人の自立及び社会参加の支援等」の「障害」という語句について、「障害等」への変更が必要と考える。</p> <p>例えば「眼球使用困難症」に苦しむ人たちなど、日常生活に大きな支障があるにもかかわらず、現行では障害者認定を受けられない人たちがいる。共にささえあい生きる社会であるならば、本来それらの人たちへの支援も必須であり、前向きな検討を今後していただきたい。</p>	<p>障害者手帳や障害福祉サービス受給者証の取得の有無にかかわらず、支援が必要な方に対して必要な支援が行き届くことが重要だと考えております。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
第4章 施策の展開(分野別施策の基本的方向) (3件)			
3	<p>2022年に国連の障害者権利委員会は、日本の障害者児教育の現状について、「特別支援教育の廃止」などインクルーシブ教育を推進するようとの勧告を行いました。相模原市におかれましても、この勧告を重く受け止め、特別支援教育を縮小して通常学級での障害者児の受入れを推進するとともに、通常学級での児童に対する手厚い支援を実施する政策に転換していただきますようお願いいたします。</p>	<p>教育的支援が必要な児童生徒に対する個別の支援など、児童生徒の職業的・社会的自立を見据えた教育を実施するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図ってまいります。御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
4	<p>2016年の「津久井やまゆり園事件」の発生地である相模原市が現在取り組んでいる「相模原市人権尊重のまちづくり条例」作成には、全国の注目と期待が集</p>	<p>条例(案)骨子の作成に当たっては、答申を踏まえ、本市の実情に合った内容とするため、不当な差別的言動に関する実態調査や、法的課題について学識経験者</p>	エ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
(4)	<p>まっていると思います。ところが、昨年11月に示された「相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子」については、人権施策審議会答申が反映されていないと、多方面から批判が寄せられています。この批判を市は真摯に受け止め、人権施策審議会の答申にそった内容の条例制定に全力を傾けてくださいますようお願いいたします。</p>	<p>の意見を伺いながら慎重に検討を進めたものです。</p> <p>検討の結果として、不当な差別的言動への対応においては、対象属性を縮小し、罰則規定を設けないものなど、本市の立法事実を踏まえた内容とした事項もありますが、「相談支援体制の充実、あらゆる属性を対象とした不当な差別的取扱いの禁止とこれを受けた人の救済制度の設置、声明の発出や人権委員会の設置」など、相模原市人権施策審議会からいただいた答申について、最大限尊重したものと考えております。</p>	
5	<p>第3章の基本目標2の施策の方向性7「バリアフリーのまちづくり」の文中に、「バリアフリー」の考え方とともに、初めから誰でも使えるように施設及び設備を整備するという「ユニバーサルデザイン」の考え方が必要です。」とあるが、本来は「ユニバーサルデザイン」の考えのもとに「バリアフリー」化を進めるものとする。</p> <p>上位計画である「相模原市市総合計画」施策6「地域福祉の推進」においても「ユニバーサルデザインの考え方に基づき(中略)バリアフリー化の推進が必要です。」とされている。</p>	<p>表現を次のとおり修正します。</p> <p>福祉のまちづくりには、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという「ユニバーサルデザイン」の考え方や、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁に対処するという「バリアフリー」の考え方が必要です。</p>	ア
その他 (3件)			
6	<p>わかりやすい版について、何を認めるのかわかりにくい。</p> <p>ただ単に、障害がない人側が、障害者側に対して障害があることを認める表面的な印象が強く残りました。また、障害がある人側は、障害がない人の何を認めるのか疑問に感じました。</p> <p>【障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの違いを尊重し、支え合うために】認め合う、このプランの表題でもある主旨</p>	<p>わかりやすい版は、本編で使用している文脈や用語をわかりやすく変更していますが、基本的な考え方や方向性に違いはありません。</p> <p>障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
(6)	<p>を、『わかりやすい版』でも説明して欲しい。</p> <p>(意見)お互いを認め、ささえ合いながら</p>		
7	<p>わかりやすい版が誰のためのプランなのかわかりにくい。どんな社会なのかイメージがもてない。</p> <p>障害のある人の視点で、社会という大きな枠を捉えにくい。</p> <p>日常生活の中で「障害がある人がどんなことに不自由さや生きづらさを感じているのか？」をたくさんの人の視点で見つめていくことで新しい選択肢や課題解決方法につながる。</p> <p>障害のある人が望む日常を共に考え実現していくことの方がイメージしやすく、個人レベルで取り組みやすい。</p> <p>障害のある人が暮らしやすい地域社会を構築することは、障害のない人にとっても有益な豊かな社会へとつながっていく。</p> <p>と、考えます。</p> <p>(意見)障害のある人が安心して地域で暮らすことのできる共生社会</p>	<p>わかりやすい版も、本編と同様に、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指したものです。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
8	<p>わかりやすい版について、義務的な温かみのない印象を受けました。</p> <p>わかりやすい版の表紙部分で、障害のある人の人数(障害者手帳をもつ人の人数であると動画音声のみ説明?)を、見込みを含めて明確に表示する意図、必要性がわかりません。相模原市だけが障害のある人が増えるイメージにもなりやすく、今後のメリットが連想しにくいです。</p> <p>また、この記載部分が当事者の方の心情にどれだけ配慮されているのか疑問です。この人数予想がプラン内容に先立って表示されていることや、はっきりとした線引きをされているところが、見る人</p>	<p>リーフレットやパンフレットの作成においては、意図が伝わるようなイラストや文章を心掛けてまいります。</p> <p>御意見の内容は、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
(8)	<p>によっては差別的な感情を招く恐れを感じました。</p> <p>このプランの対象をもっと限定せず、手帳を持たない軽度の方、診断に至らないグレーゾーンの方、予期せぬ状況で障害を負うことになった方など、様々な生きづらさがある人に対しても温かい理解や尊重の輪が広がる実感へとつなげていただきたいと考えます。たくさんの方に、相模原市が目指す安心安全な共生社会をわかりやすく、ゴールを明確に示して頂くことが、市民の意欲につながると思います。</p> <p>(意見 )表紙について、相模原市の明るい今後はイラスト等でわかりやすく</p>		